

島田市公共施設適正化 推進プラン 2019

令和 2 年 3 月

島田市

目次

第1章 本推進プランの概要	1
第1節 背景	1
第2節 目的	1
第3節 本推進プランの位置づけ及び取扱い	1
第4節 対象施設の考え方	2
1 公共建築物	3
2 屋外公共施設	6
3 プラント系施設及びインフラ	6
第5節 計画期間及び更新に関する方針	8
第2章 保有量の適正化	9
第1節 保有量の推移	9
第2節 圏域別の施設分類による整理	9
1 広域施設	10
2 市域施設	10
3 地域施設	11
4 生活圏域施設	12
第3節 施設配置に関する用途別方針	13
1 既に今後の方針が確認済みとなっている施設	13
2 地域施設及び生活圏域施設の方針	15
第4節 今後の取組	24
1 施設の統廃合の実施	24
2 施設の統廃合を通して見込まれる成果	25
3 低・未利用資産利活用に関する方針の策定	25
第3章 品質の適正化	26
第1節 公共施設の劣化状況の把握と必要な修繕等の実施	26
1 劣化状況調査の概要	26
2 費用推計（屋根、外壁、照明LED）	27
3 優先順位	28
第2節 予防保全サイクルの運用	29
1 劣化状況調査	29
2 優先順位付け	29
3 予算要求	29
4 修繕、改修等	30
5 データ管理	30
第3節 包括施設管理委託の導入	30
1 制度の概要	30
2 導入の目的	31
3 包括施設管理委託導入に向けた検討	31

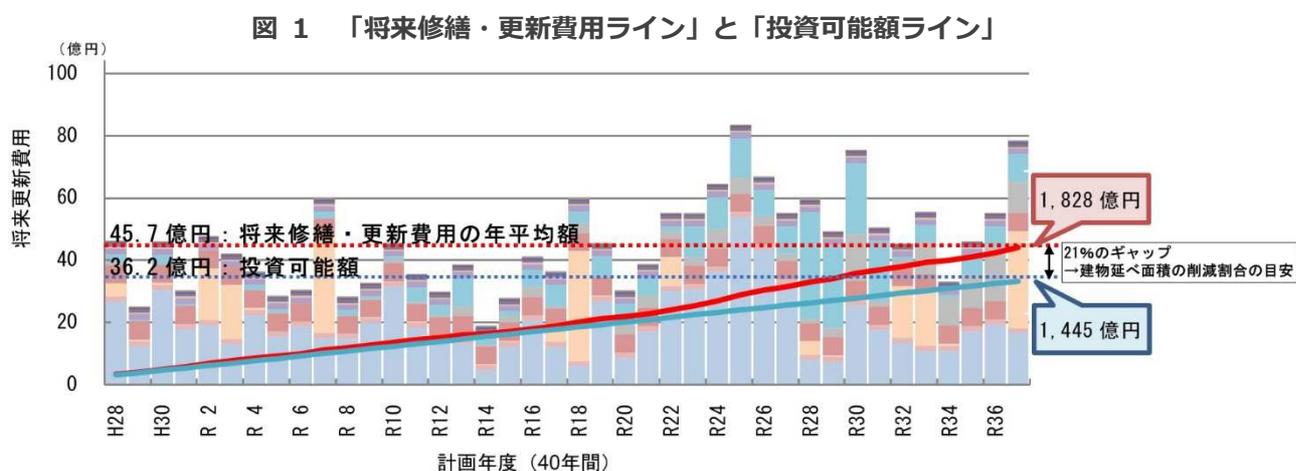
第4章	管理費の適正化	32
第1節	包括施設管理委託の導入による適正化.....	32
第2節	民間提案制度の導入	32
1	制度の概要	32
2	導入の目的	32
3	民間提案制度導入に向けた検討	32
第3節	電力調達方法の検討	32
第5章	第1期中に耐用年数が到来する施設の方針	34
1	市民文化系施設	34
2	社会教育系施設	35
3	スポーツ・レクリエーション系施設	36
4	産業系施設	37
5	学校教育系施設	37
6	子育て支援施設	38
7	保健・福祉施設	38
8	供給処理施設	39
9	その他.....	39
第6章	まとめ.....	41
第1節	第1期中の取組.....	41
1	保有量・品質・管理費の適正化.....	41
2	市民合意形成	41
第2節	第2期以降の見通し	41
1	各期において耐用年数が到来する施設	41
2	各期の主な取組	42

第1章 本推進プランの概要

第1節 背景

平成27年度に策定した島田市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）は、本市が保有する公共建築物やインフラなどの全体状況を踏まえ、これらを総合的かつ計画的に管理するための基本方針、推進戦略を定めています。

しかし、保有量の適正化に向け、建物延べ面積の削減割合の目安を21%と定めたものの、削減を推進するための具体的な計画が現時点では未策定のままとなっています。



第2節 目的

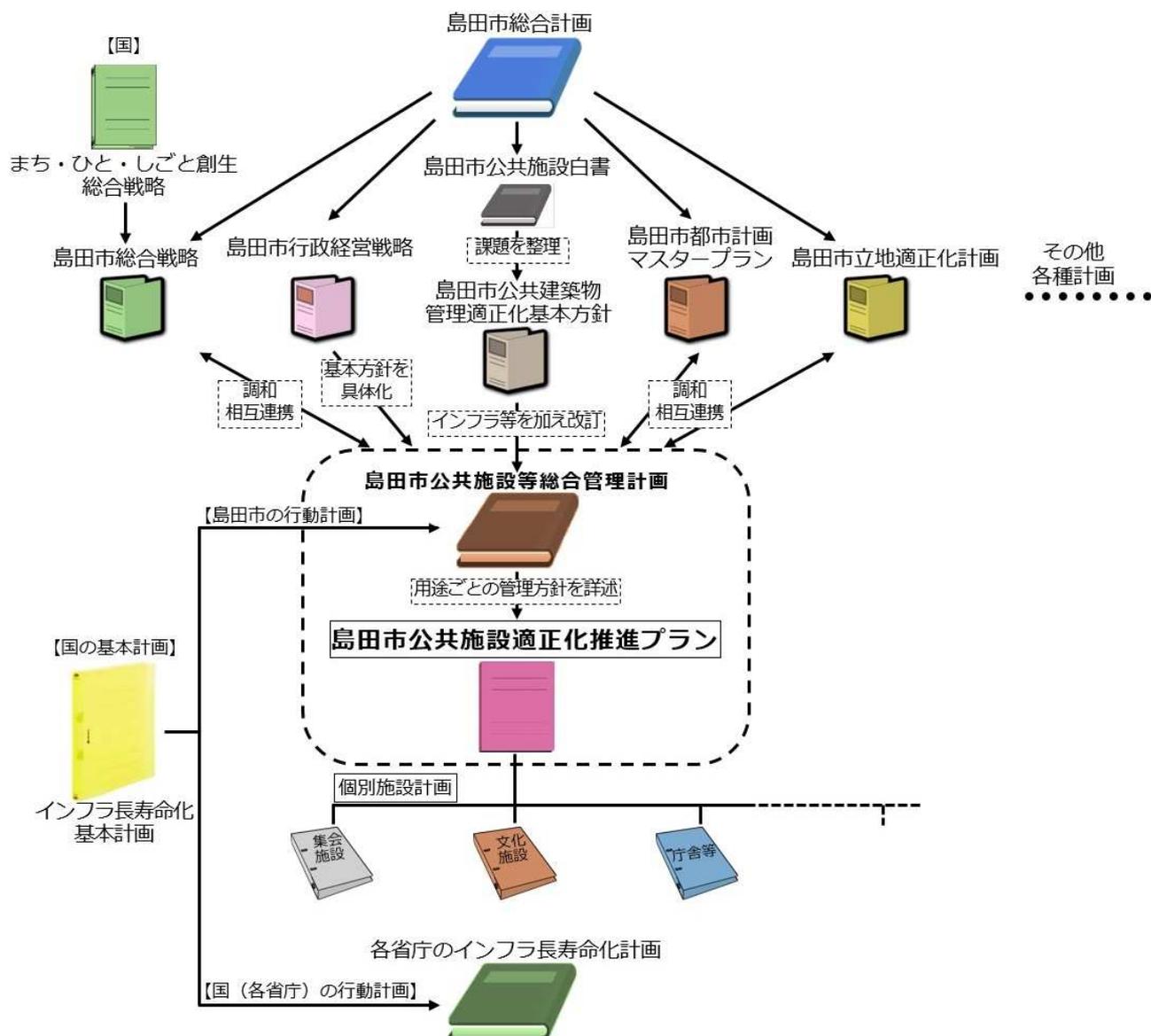
本推進プランは、公共施設の管理に当たっての課題として総合管理計画に示す「品質」、「保有量」及び「管理費」の適正化に向けた推進戦略を具体化するため、公共施設の用途別に基本方針を整理し、実効性を確保していくことを目的とします。

また、公共施設マネジメントにおいては、延べ面積の削減による「保有量」の適正化の側面が強調されがちですが、「品質」及び「管理費」の適正化を図ることにより公共施設の維持管理に充てることが可能な財源と将来更新費用とのギャップを縮小することが可能となることから、本推進プランでは「品質」及び「管理費」の適正化に向けた取組の内容も示すこととします。

第3節 本推進プランの位置づけ及び取扱い

本推進プランは、総合管理計画に示す施設類型（公共建築物、屋外公共施設、プラント系施設及びインフラ）別の管理に関する基本的な方針を踏まえつつ、管理に関するより詳細な方針を用途別に示すとともに、当該方針に基づき策定する個別施設の長寿命化等に関する計画（個別施設計画）の策定指針を示すものとして、次の図に示す体系のもとに位置付けることとします。

図 2 計画体系図



なお、本推進プランにおいて示す方針等は、平成30年度末において得られたデータに基づき整理したものであり、今後、これらの方針等を実行に移す過程で市民ワークショップ等の市民との対話の場を設け、個々の施設の再編の時期や方法等について検討することとします。

第4節 対象施設の考え方

本推進プランの対象施設は、総合管理計画において対象としている公共施設等のうち公共建築物に分類されるもの（一部を除く。）とし、次に掲げるものについては本推進プランの対象とする必要性が低いことから、対象施設から除外することとします。

なお、本推進プランにおける施設の用途別の分類の方法については、総合管理計画における分類の方法と同様とします。

1 公共建築物

(1) 消防施設

① 常備消防施設

消防施設のうち常備消防に係るものについては、消防広域化に伴い平成28年度から静岡市へ事務委託されました。本市の区域内に所在する5施設は、事務委託に係る協議において配置が決定されたもので、土地及び建物を静岡市に無償で貸与し、建物の維持管理費は本市が負担しています。

築年数が最も経過している初倉出張所についても耐震補強が完了したことから、当面は5施設の良好な維持管理に努め、継続使用します。

また、各施設の機能を考慮し、適正規模について検討することとします。

表 1 平成30年度末の保有状況（常備消防施設）

No.	用途区分（中分類）	施設名	延べ面積（㎡）
1	消防施設	島田消防署	3,544.46
2	消防施設	金谷出張所	1,311.79
3	消防施設	六合出張所	443.27
4	消防施設	初倉出張所	337.50
5	消防施設	川根南出張所	578.00
計			6,215.02

② 非常備消防施設及び倉庫類

消防施設のうち非常備消防に係るものについては、「島田市消防団の設置等に関する条例（平成17年島田市条例第171号）及び「島田市消防団の組織等に関する規則（平成20年島田市規則第102号）」に基づき、分団の位置及び受持区域等が定められ、地域ごとのバランスが考慮され適切な配置となっていることから、今後の見直し等については、非常備消防全体の状況に配慮しつつ、当該施設の所管課において進めることが適切です。

また、指定避難所防災倉庫や水防倉庫についても、市の防災計画及び水防計画に基づいて配置されていることから、本推進プランの対象とする必要性は低いと判断しました。

表 2 平成30年度末の保有状況（非常備消防施設）

No.	用途区分（中分類）	施設名	延べ面積（㎡）
1	消防施設	消防団第1分団1部階所	103.40
2	消防施設	消防団第1分団2部階所	72.00
3	消防施設	消防団第2分団1部階所	88.74
4	消防施設	消防団第2分団2部階所	74.00
5	消防施設	消防団第3分団1部階所	72.00
6	消防施設	消防団第3分団2部階所	68.00
7	消防施設	消防団第3分団3部階所	85.60
8	消防施設	消防団第4分団1部階所	72.00
9	消防施設	消防団第4分団1部阿般ポンプ置場（岸）	13.20

10	消防施設	消防団第4分団1部可搬ポンプ置場（東光寺）	6.33
11	消防施設	消防団第4分団2部隠詰所	74.00
12	消防施設	消防団第5分団1部隠詰所	65.59
13	消防施設	消防団第5分団2部隠詰所	73.46
14	消防施設	消防団第5分団2部可搬ポンプ置場（千葉）	29.75
15	消防施設	消防団第6分団1部隠詰所	72.00
16	消防施設	消防団第6分団2部隠詰所	72.00
17	消防施設	消防団第7分団1部隠詰所	72.00
18	消防施設	消防団第7分団1部可搬ポンプ置場（長島）	9.90
19	消防施設	消防団第7分団1部可搬ポンプ置場（丹原）	9.90
20	消防施設	消防団第7分団2部隠詰所	72.00
21	消防施設	消防団第7分団2部可搬ポンプ置場（二俣）	3.30
22	消防施設	消防団第7分団2部可搬ポンプ置場（中平）	9.90
23	消防施設	消防団第8分団1部隠詰所	91.35
24	消防施設	消防団第8分団2部隠詰所	87.30
25	消防施設	消防団第9分団1部隠詰所	79.50
26	消防施設	消防団第9分団2部隠詰所	93.50
27	消防施設	消防団第10分団1部隠詰所	85.54
28	消防施設	消防団第10分団2部金谷室崎町詰所	84.31
29	消防施設	消防団第10分団2部金谷東町詰所	67.63
30	消防施設	消防団第11分団1部隠詰所	84.45
31	消防施設	消防団第11分団2部隠詰所	71.87
32	消防施設	消防団第11分団3部隠詰所	102.60
33	消防施設	消防団第12分団1部隠詰所	71.21
34	消防施設	消防団第12分団2部隠詰所	70.98
35	消防施設	消防団第12分団3部隠詰所	127.17
36	消防施設	消防団第13分団1部隠詰所	87.21
37	消防施設	消防団第13分団2部隠詰所	74.52
38	消防施設	消防団第14分団1部隠詰所	76.57
39	消防施設	消防団第14分団2部隠詰所	94.36
40	消防施設	消防団第14分団3部隠詰所	122.04
41	消防施設	消防団第15分団1部隠詰所・車庫	114.72
42	消防施設	消防団第15分団2部隠詰所	89.39
43	消防施設	消防団第15分団2部ポンプ車庫	46.20
44	消防施設	消防団第16分団1部隠詰所	96.88
45	消防施設	消防団第16分団1部車庫（笹間渡）	36.00
46	消防施設	消防団第16分団1部車庫（上河内）	36.00
47	消防施設	消防団第16分団1部車庫（渡島）	21.00
48	消防施設	消防団第16分団2部隠詰所	87.84
49	消防施設	消防団第16分団2部車庫	70.50
50	その他行政系施設	高島水防倉庫	33.00
51	その他行政系施設	神座水防倉庫	33.00
52	その他行政系施設	家山水防倉庫	58.00
53	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（神座小学校）	9.93
54	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（伊太小学校）	9.93
55	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（初倉南小学校）	9.30

56	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（島田第二中学校）	39.30
57	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（島田商業高等学校）	9.93
58	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（ふじのくに茶の都ミュージアム）	28.56
59	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（金谷小学校）	19.86
60	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（金谷中学校）	19.86
61	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（川根小学校）	9.77
62	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（菊神農村公園）	9.77
63	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（家山）	116.00
64	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（島田第五小学校）	9.93
65	その他行政系施設	指定避難所用防災倉庫（五和小学校）	9.93
計			3,815.78

(2) 公営住宅

公営住宅のうち「島田市営住宅等長寿命化計画（平成23年度～令和2年度）」の対象となっている市営住宅については、同計画に基づき家賃収入や国庫補助金の財源を勘案しながら全体戸数のストック管理、維持管理が計画的に実施されていることから、同計画を本推進プランにおける用途別の方針及びこれに基づき策定される個別施設計画と位置づけることとします。

なお、令和3年度以降の計画については現在検討が進められており、次期計画についても同様の位置づけとすることを予定しています。

表 3 平成30年度末の保有状況（公営住宅）

No.	用途区分（中分類）	施設名	延べ面積（㎡）
1	公営住宅	元島田住宅	322.00
2	公営住宅	中溝町住宅	283.00
3	公営住宅	中溝町第一住宅	306.00
4	公営住宅	旭町第一住宅	283.00
5	公営住宅	家山住宅	320.70
6	公営住宅	旭町第二住宅	283.00
7	公営住宅	三ツ合町住宅	208.80
8	公営住宅	北部住宅	468.12
9	公営住宅	大和田第一住宅	346.50
10	公営住宅	大和田第二住宅	403.20
11	公営住宅	伊太第三住宅	1,084.80
12	公営住宅	伊太第四住宅	1,171.20
13	公営住宅	南原住宅	1,839.95
14	公営住宅	身成住宅	1,721.76
15	公営住宅	中河町住宅	1,907.65
16	公営住宅	大草住宅	6,373.77
計			17,323.45

2 屋外公共施設

屋外公共施設は、主にスポーツ施設、レクリエーション施設等の屋外施設に付随する管理棟やトイレなどの建物を区分したものです。

これらの施設については、施設本体の方針に連動して付随する建物の方針が決定されることや、個々の建物の規模が小さく市の行財政運営全体に与える影響が小さいことから、本推進プランの対象とする必要性は低いと判断しました。

なお、島田球場は屋外運動施設に区分されますが、建物部分の規模が大きく修繕等にかかる費用が財政に与える影響を考慮する必要があることや、後述する圏域別区分における市域施設に相当するものとしてそのあり方を検討する必要があることから、本推進プランとは別に方針を整理することとします。

表 4 平成30年度末の保有状況（屋外公共施設）

No.	用途区分（中分類）	施設名	延べ面積（㎡）
1	博物館等	諏訪原城跡	11.33
2	スポーツ施設	第二球場	33.12
3	スポーツ施設	川根野球場	52.00
4	スポーツ施設	伊太庭球場	14.55
5	スポーツ施設	陸上競技場	226.10
6	スポーツ施設	金谷プール	70.45
7	スポーツ施設	北五和プール	12.22
8	スポーツ施設	川越広場	2.88
9	スポーツ施設	岸スポーツ広場	18.00
10	スポーツ施設	阿知ヶ谷グラウンド	16.90
11	スポーツ施設	冢山ふれあいスポーツ広場	50.00
12	レクリエーション施設・観光施設	三二鉄道	42.03
13	レクリエーション施設・観光施設	朝日段公園	4.00
14	レクリエーション施設・観光施設	野守の池公園広場	41.00
15	レクリエーション施設・観光施設	笹間農村公園	13.30
16	供給処理施設	一般廃棄物最終処分場	100.85
17	斎場、墓苑	田代霊園	21.50
18	駐車場、駐輪場	島田駅南口自転車等駐車場	15.21
計			745.44

3 プラント系施設及びインフラ

プラント系施設及びインフラについては、将来の人口減少に応じた規模の検討、道路等の維持補修の頻度等に係る検討は必要となりますが、存廃そのものを検討する余地が極めて小さいことから、原則として引き続き維持する方向で検討します。

また、既に個別の長寿命化計画のもとに計画的な維持管理が図られているものもあることから、本推進プランにおける整理を省略して個別施設計画（長寿命化計画等）の策定を進めることとします。

表 5 平成30年度末の保有状況及び計画策定・実施状況（プラント系施設）

No.	用途区分（中分類）	施設名	延べ面積（㎡）	計画策定・実施状況
1	供給処理施設	クリーンセンター	4,588.28	平成29年度に長寿命化計画を策定。平成30年度から3ヶ年計画で主要機器の一部更新を実施中
2	供給処理施設	田代環境プラザ	9,174.81	長寿命化計画に基づき、毎年整備等を実施
3	斎場、墓苑	島田市斎場	1,816.45	平成26年度から平成29年度にかけて、炉内の耐火煉瓦の張替えを実施
4	斎場、墓苑	島田市金谷斎場	690.85	
5	上水道施設	稲荷浄水場	1,402.19	平成19年度管理棟耐震工事了
6	上水道施設	阪本配水池	135.73	令和元年度管理棟耐震診断済
7	上水道施設	右岸配水池（岡田）	169.70	
8	下水道施設	島田浄化センター	7,331.14	平成24年度に長寿命化計画を策定。平成26年度から4ヶ年計画で管理棟耐震補強を実施。また、老朽化主要機器の一部更新を完了。令和元年度末までに、島田市下水道ストックマネジメント全体計画、実施計画を策定予定。
9	下水道施設	伊太住宅団地第1汚水処理場	12.00	
10	下水道施設	伊太住宅団地第2汚水処理場	14.60	
11	下水道施設	月坂住宅団地汚水処理場	436.92	
計			25,772.67	

表 6 平成26年度末の保有状況（インフラ）

大分類	中分類	保有量	
道路	市道	1級市道	42 路線 実延長：81636.00m 面積：545,377.86㎡
		2級市道	109 路線 実延長：139,832.40m 面積：907,848.88㎡
		その他市道	3,472 路線 実延長：916,185.70m 面積：3,477,594.21㎡
		照明灯	996 基
		案内標識	79 基
	橋りょう	1,155 箇所 (8, 517.6m)	
	トンネル	2 箇所 (344.2m)	
	農道	122,873m (舗装延長：100,368m)	
林道	144,359m (舗装延長：71,424m)		
河川	河川	準用河川	34 河川 (69,192m)
		水門、ポンプ場	75 箇所
	池沼	ため池	11 箇所 (総貯水量：41,150㎡)
公園	都市公園	都市公園	119 箇所
	普通公園等	普通公園	13 箇所
		その他	14 箇所
防災施設	治山施設	318 箇所	
上水道施設	上水道施設	導水管（水源→浄水場）	1,889m
		送水管（浄水場→配水池）	13,774m
		配水管（配水池→利用者）	329,729m
	簡易水道	67,800m	
	飲料水供給施設	26 箇所（うち公設 15 箇所）	
下水道施設	公共下水道	污水管きよ	60,758m

第5節 計画期間及び更新に関する方針

本推進プランの計画期間は、総合管理計画の計画期間（平成28年度（2016年度）から令和37年度（2055年度）までの40年間）を10年ずつ4期に区分し、第1期を令和7年度まで、第2期を令和17年度まで、第3期を令和27年度まで、第4期を令和37年度までとします。

当面は、第1期である令和7年度までに耐用年数が到来する施設に係る基本方針を中心に本推進プランに搭載します。なお、本推進プランの搭載内容については、各期中において必要な見直しを行い、適宜更新することとします。

第2章 保有量の適正化

第1節 保有量の推移

総合管理計画の策定時に整理した平成26年度末から平成30年度末にかけての公共施設（公共建築物に限る。）の保有量の推移（各年度の増減を通算した値）は、次の表のとおりです。

表 7 公共建築物の増減の状況

用途区分（大分類）	平成26年度末	平成30年度末	増減（㎡）	増減の主な内訳
市民文化系施設	35,904.59	30,781.13	△5,123.46	市民会館の除却及び川根地区集会施設8施設の議度による減
社会教育系施設	6,975.90	7,462.11	486.21	川根図書館及び調訪方京城ビジターセンターの整備による増
スポーツ・レクリエーション系施設	32,340.07	27,885.31	△4,454.76	お茶の郷の静岡県への議度による減
産業系施設	601.03	798.41	197.38	蓬萊橋休憩所の整備による増
学校教育系施設	147,431.43	146,103.58	△1,327.85	川根小学校延べ面積の減及び学校給食調理場4施設の除却による減
子育て支援施設	6,172.09	5,024.00	△1,148.09	かわね保育園の民営化、議度による減
保健・福祉施設	9,193.19	9,498.38	305.19	旧台帳錯誤による調整
医療施設	36,865.08	36,865.08	0	
行政系施設	25,089.97	24,917.69	△172.28	旧台帳錯誤による調整
公営住宅	20,277.83	19,533.72	△744.11	根岸住宅の除却、元島田住宅及び大和田住宅の一部の除却による減
供給処理施設	4,282.52	4,282.52	0	
その他	12,307.73	11,639.33	△668.40	障害児放課後児童クラブ「風の子」廃止による減
計	337,441.43	324,791.26	△12,650.17	

平成30年度末現在の本市の公共施設（公共建築物）の保有量は324,791.26㎡となり、平成26年度末との比較で12,650.17㎡、3.75%の減となっています。

第2節 圏域別の施設分類による整理

本市は2度の合併を経て現在に至っていますが、合併前の旧島田市、旧金谷町及び旧川根町の各区域について、公共施設（公共建築物）のうち後述する圏域別区分における地域施設及び生活圏域施設の1人当たり延べ面積を比較すると、旧金谷町及び旧川根町の区域の1人当たり延べ面積は旧島田市の区域より大きくなっています。

表 8 合併前の区域別の公共建築物（地域施設・生活圏域施設）の1人当たり延べ面積

1人当たり延べ面積	旧島田市	旧金谷町	旧川根町
※令和元年7月末現在の住民基本台帳に基づく各区域の人口により算出	1.82㎡	2.05㎡	4.47㎡

このため、用途が重複する施設が区域内に複数ある場合には、全体最適の観点から、当該施設が提供するサービスの内容、市民の受益の範囲や頻度、各区域の人口重心から当該施設までの距離等の条件を考慮し、方針を策定する必要があります。

ここでは、本推進プランの対象施設を、受益の範囲から「広域」、「市域」、「地域」及び「生活圏域」の4階層に区分します。さらに、提供するサービスの受益の範囲が市の区域全体に及ばない施設については、用途と施設の所在する地域を組み合わせた形で整理しています。

なお、本推進プランでは、第2次島田市総合計画や策定中の島田市都市計画マスタープランに準じて、市内を6地域に分類しています。

1 広域施設

広域施設には、施設の利用に係る受益が島田市民のみならず、近隣自治体の住民等に及ぶ施設を分類しています。また、近隣自治体の住民のみならず、さらに広範囲からの誘客が見込まれる施設もこの分類に含まれます。

表 9 広域施設の内訳

用途区分 (中分類)	施設名	所在地域	延べ面積 (㎡)
博物館等	島田市博物館	旧市内・大津	1,609.51
博物館等	島田市博物館分館	旧市内・大津	746.25
博物館等	諏訪原城ビジターセンター	金谷	100.14
レクリエーション施設・観光施設	山村都市交流センターささま	川根	1,687.89
レクリエーション施設・観光施設	東海道金谷宿お休み処	金谷	368.61
レクリエーション施設・観光施設	野外活動センター山の家	伊久身・大長	1,888.83
保養施設	田代の郷温泉	伊久身・大長	2,037.50
保養施設	川根温泉ふれあいの泉	川根	3,865.00
保養施設	川根温泉ホテル	川根	4,880.64
産業系施設	蓬菜橋897.4茶屋	旧市内・大津	172.38
医療施設	島田市民病院	旧市内・大津	36,865.08
その他	島田駅北口自転車等駐車場	旧市内・大津	1,729.49
その他	看護専門学校	旧市内・大津	3,023.20

2 市域施設

市域施設には、施設の利用に係る受益が島田市民全体に及ぶ施設を分類しています。なお、文化施設やスポーツ施設など、近隣自治体の住民などの受益が考えられるものについてもこの分類に含まれます。

このうち、保育園及び学校給食センターについては、市内にそれぞれ2施設が配置されていますが、保育園については定員に限りがあるため、また学校給食センターについては調理食数に限りがあるため、それぞれ2施設の機能を合わせて市全体のニーズを賅っています。

また、産業系施設のうち川根地域の3施設については、それぞれ家山地区、身成地区及び笹間地区に分散しており、観光客への対応等の面から効果的な配置となっています。

表 10 市域施設の内訳

用途区分 (中分類)	施設名	所在地域	延べ面積 (㎡)
集会施設	ささまふれあいの里	川根	149.10
文化施設	島田市民総合施設プラザおおるり	旧市内・大津	9,457.50
スポーツ施設	総合スポーツセンター ローズアリーナ	旧市内・大津	9,654.51
産業系施設	伊久身農産物加工体験施設やまゆり	伊久身・大長	516.78
産業系施設	さくら茶屋	川根	57.12
産業系施設	ふるさと茶屋	川根	52.13
その他教育施設	中部学校給食センター	旧市内・大津	2,915.62
その他教育施設	南部学校給食センター	初倉	1,024.00
その他教育施設	教育センター	伊久身・大長	499.00
幼保・こども園	第一保育園	旧市内・大津	825.09
幼保・こども園	第三保育園	旧市内・大津	832.86
幼児・児童施設	こども館	旧市内・大津	1,350.52
高齢福祉施設	老人福祉センター伊太なごみの里	伊久身・大長	564.03
高齢福祉施設	養護老人ホームぎんもくせい	旧市内・大津	2,261.24
児童福祉施設	こども発達支援センターふわり	旧市内・大津	911.10
保健施設	保健福祉センター	旧市内・大津	3,685.89
庁舎等	市役所本庁舎	旧市内・大津	8,307.41

3 地域施設

地域施設には、施設の利用に係る受益の範囲が主に当該施設が配置された地域の住民であると考えられる公共施設を分類しています。

地域施設の配置については、用途ごとのサービス提供のあり方、人口当たり施設数、床面積といった指標から得られる数値について地域間で格差が生じないように配慮する必要があります。

表 11 地域施設の内訳 (集会施設)

No.	旧市内・大津	六合	初倉	伊久身・大長	金谷	川根
1	地域交流センター 歩歩路 1,396.74㎡	六合公民館 1,257.45㎡	初倉公民館 1,456.73㎡	北部ふれあいセンター 520.47㎡	金谷公民館 1,490.98㎡	川根地区センター 880.77㎡
2	福祉館あけぼの 250.07㎡		初倉西部ふれあいセンター 500.00㎡	伊久身農村環境改善センター 479.00㎡	かなや会館 412.25㎡	茶室棟杉風庵 124.09㎡
3	大津農村環境改善センター 995.00㎡				五和会館 271.20㎡	
4					コミュニティサロン金谷南 616.93㎡	
5					コミュニティサロン金谷北 408.87㎡	
6					金谷東会館 397.61㎡	
7					北五和会館 358.70㎡	
8					菊川の里会館 484.83㎡	
9					番生寺会館 269.25㎡	

表 12 地域施設の内訳（文化施設）

No.	旧市内・大津	六合	初倉	伊久身・大長	金谷	川根
1					金谷生きがいセンター夢づくり会館 3,907.96㎡	川根文化センターチャリム21 3,430.74㎡

表 13 地域施設の内訳（図書館）

No.	旧市内・大津	六合	初倉	伊久身・大長	金谷	川根
1	島田図書館 2,705.66㎡				金谷図書館 1,399.00㎡	川根図書館 428.18㎡

表 14 地域施設の内訳（スポーツ施設）

No.	旧市内・大津	六合	初倉	伊久身・大長	金谷	川根
1					金谷体育センター 1,496.53㎡	川根体育館 1,727.00㎡

表 15 地域施設の内訳（高齢福祉施設）

No.	旧市内・大津	六合	初倉	伊久身・大長	金谷	川根
1			生きいきサロンはつくら 52.16㎡	北部デイサービスセンター 215.37㎡	デイサービスセンター金谷ふれあい 221.86㎡	川根デイサービスセンター 669.47㎡
2				伊久身デイサービスセンター 90.00㎡		ふれあい健康プラザ 325.44㎡
3						川根老人憩いの家 328.54㎡

表 16 地域施設の内訳（庁舎等）

No.	旧市内・大津	六合	初倉	伊久身・大長	金谷	川根
1		六合行政サービスセンター ※公民館内	初倉行政サービスセンター ※公民館内		金谷南支所 75.78㎡	川根支所 793.44㎡
2					金谷北支所 136.25㎡	

表 17 地域施設の内訳（その他行政系施設）

No.	旧市内・大津	六合	初倉	伊久身・大長	金谷	川根
1	西部コミュニティ防災センター 299.61㎡	六合コミュニティ防災センター 394.66㎡			金谷防災センター 374.95㎡	家山コミュニティ防災センター 298.71㎡
2						抜里コミュニティ防災センター 206.40㎡

4 生活圏域施設

生活圏域施設には、施設の利用に係る受益の範囲が地域施設よりも狭い公共施設を分類しています。

表 18 生活圏域施設の内訳（学校）

No.	旧市内・大津	六合	初倉	伊久身・大長	金谷	川根
1	島田第一小学校 6,429.70㎡	六合小学校 7,508.68㎡	初倉小学校 5,543.87㎡	伊太小学校 3,288.70㎡	金谷小学校 9,041.81㎡	川根小学校 4,209.22㎡
2	島田第二小学校 5,912.25㎡	六合東小学校 4,784.59㎡	初倉南小学校 4,929.01㎡	神座小学校 2,436.00㎡	五和小学校 6,112.00㎡	川根中学校 4,553.00㎡
3	島田第三小学校 5,608.00㎡	六合中学校 6,835.00㎡	湯日小学校 2,522.00㎡	相賀小学校 2,027.47㎡	金谷中学校 9,697.18㎡	
4	島田第四小学校 8,046.46㎡		初倉中学校 6,658.00㎡	伊久美小学校 2,278.00㎡		
5	島田第五小学校 3,780.00㎡			北中学校 4,367.00㎡		
6	大津小学校 3,963.90㎡					
7	島田第一中学校 10,170.49㎡					
8	島田第二中学校 10,962.63㎡					

表 19 生活圏域施設の内訳（幼児・児童施設）

No.	旧市内・大津	六合	初倉	伊久身・大長	金谷	川根
1	島田第一小学校区 放課後児童クラブ 132.49㎡	六合東小学校区放 課後児童クラブ 194.33㎡	初倉児童センター 353.40㎡		金谷小学校区放課 後児童クラブ 228.78㎡	川根児童館 219.04㎡
2	島田第五小学校区 放課後児童クラブ 170.93㎡					

第3節 施設配置に関する用途別方針

前節までで把握した公共施設の配置の状況を踏まえ、用途別に方針を整理します。

1 既に今後の方針が確認済みとなっている施設

次に掲げる施設は、本市の主要施策を検討する過程において既に今後の方針が示されていることから、これらの方針に沿って取組を進めることとします。

(1) 文化施設

文化施設については、平成30年10月に策定した「島田市役所周辺整備基本構想」において、次のとおり方針を示しています。

表 20 既に今後の方針が確認済みとなっている施設（文化施設）

施設名	今後の方針
島田市民総合施設 プラザおおり	<p>プラザおおりについては、当面の間必要な改修を加えながら本市の文化振興に係る機能を維持していくこととする。また、新庁舎の整備に合わせて、現在行政機能が占有している部分は改めて市民の利用に供するため必要な改修を行うことを検討する。</p> <p>旧市民会館が担っていた機能の再生を図るために新たな文化施設を整備することについては、段階的に事業を進め、原則としてプラザおおりの建て替え時期に合わせて事業化を図ることを検討する。</p>

(2) 学校

学校については、令和元年8月に策定した「島田市立小中学校再編計画」において、次のとおり方針を示しています。

表 21 既に今後の方針が確認済みとなっている施設（学校）

施設名	今後の方針
島田第四小学校	令和4年3月を目途に現在地に建て替える。
北中学校	令和3年4月に島田第一中学校と統合する。
湯日小学校	令和3年4月に初倉小学校と統合する。
伊久美小学校	令和6年4月に島田第一小学校と統合する。
神座小学校	
相賀小学校	
伊太小学校	
島田第一小学校	令和6年3月を目途に現在地において改築する。

(3) 医療施設

医療施設については、市立島田市民病院を建て替えるため平成30年度から工事を開始しています。

表 22 既に今後の方針が確認済みとなっている施設（医療施設）

施設名	今後の方針
市立島田市民病院	現病院施設の建て替えを行い、令和3年度から新病院での診療を開始する。

(4) 庁舎等

庁舎等については、前出の「島田市役所周辺整備基本構想」及び令和元年5月に策定した「島田市新庁舎整備基本計画」並びに金谷庁舎跡地の利活用に係る検討過程において、次のとおり方針を示しています。

表 23 既に今後の方針が確認済みとなっている施設（庁舎等）

施設名	今後の方針
市役所本庁舎	令和5年4月を目途に現在地（東側用地）に建て替える。
旧金谷庁舎	令和3年度中に現建物を解体し、跡地に支所機能等を集約し他の既存施設の機能を含めて地域の生活交流拠点とする。
金谷南支所	現在の両支所機能及び金谷地域包括支援センターは、旧金谷庁舎跡地に整備する新施設に統合する。現施設のコミュニティサロンとしての機能、南支所の区分所有による民間施設機能は引き続き存続する。 なお、地域交流センターの建物の管理のあり方、支所機能移転後のスペースの活用方法については、早急に検討する。
金谷北支所	

なお、市役所本庁舎の建替えに伴い発生する面積の増減の試算の内訳は、次のとおりです。

表 24 新庁舎整備に伴う面積の増減

試算の内訳	面積 (㎡)
① 現本庁舎に会議棟、第二・第三文書庫、市民総合施設プラザおおるりの執務室等を加えた延べ面積	10,417
② 上記の面積に①に保健福祉センターの執務室の1/2の面積及び旧金谷庁舎等の倉庫の面積を加えた面積	12,659
③ 「島田市新庁舎整備基本計画」において定めた新庁舎の面積の目安(最大値) (<②)	12,600
④ 新庁舎の整備に合わせて除却する建物(本庁舎、会議棟、第二・第三文書庫、旧職業訓練校、旧金谷庁舎等)の面積	13,379
差引増減(③-④)	△779

2 地域施設及び生活圏域施設の方針

ここでは、保有量の適正化に向けた検討の参考とするため、本章第2節において地域施設及び生活圏域施設として整理した施設について、用途ごとに地域別の合計面積及び1人当たり面積を算出した上で、現状及び今後の方針を示します。

なお、1人当たり面積は、令和元年7月末現在の住民基本台帳に基づく各地域の人口により算出しています。

(1) 集会施設

① 配置状況

集会施設の配置状況は、次のとおりです。

このうち、西部、六合、家山及び抜里の各コミュニティ防災センターは、防災倉庫としての機能と集会施設としての機能を整理し、集会施設としての機能に係る部分の面積のみを計上していません。

また、島田市民総合施設プラザおおるり、金谷生きがいセンター夢づくり会館及び川根文化センターチャリム21はいずれも文化施設に分類される施設ですが、集会施設としての機能を有することから、当該機能に係る部分の面積を算出した上で、改めてこれらを合算した地域別の合計面積及び1人当たり面積を算出しています。

表 25 集会施設の配置状況

No.	旧市内・大津 41,616人	六合 15,860人	初倉 12,916人	伊久身・大長 4,768人	金谷 18,689人	川根 4,564人
1	地域交流センター 歩歩路 1,396.74㎡	六合公民館 1,257.45㎡	初倉公民館 1,456.73㎡	北部ふれあいセン ター 520.47㎡	金谷公民館 1,490.98㎡	川根地区センター 880.77㎡
2	福祉館あけぼの 250.07㎡	六合コミュニティ 防災センター 196.80㎡	初倉西部ふれあい センター 500.00㎡	伊久身農村環境改 善センター 479.00㎡	かなや会館 412.25㎡	家山コミュニティ 防災センター 298.71㎡
3	大津農村環境改善 センター 995.00㎡				五和会館 271.20㎡	抜里コミュニティ 防災センター 113.18㎡
4	西部コミュニティ 防災センター 156.80㎡				コミュニティサ ロン金谷南 616.93㎡	茶室棟杉風庵 124.09㎡
5					コミュニティサ ロン金谷北 408.87㎡	
6					金谷東会館 397.61㎡	
7					北五和会館 358.70㎡	
8					菊川の里会館 484.83㎡	
9					番生寺会館 269.25㎡	
合計 面積	2,798.61㎡	1,454.25㎡	1,956.73㎡	999.47㎡	4,710.62㎡	1,416.75㎡
1人 当たり 面積	0.067㎡/人	0.092㎡/人	0.151㎡/人	0.210㎡/人	0.252㎡/人	0.310㎡/人
10	島田市民総合施設 プラザおおるり 1,974.10㎡				金谷生きがいセン ター夢づくり会館 1,484.46㎡	川根文化センター チャリム21 639.31㎡
合計 面積	4,772.71㎡	1,454.25㎡	1,956.73㎡	999.47㎡	6,195.08㎡	2,056.06㎡
1人 当たり 面積	0.115㎡/人	0.092㎡/人	0.151㎡/人	0.210㎡/人	0.331㎡/人	0.450㎡/人

② 現状分析及び今後の方針

集会施設全体では、地域間で施設数、合計面積及び1人当たり面積に不均衡が見られます。今後は、保有量の適正化を通して地域間の不均衡を解消する必要があります。

集会施設のうち、金谷公民館は金谷地区生活交流拠点整備運営事業においてPFI事業者が令和5年度から令和19年度までの15年間にわたり建物の維持管理及び施設の運営を行う予定です。

家山及び抜里のコミュニティ防災センターについては、当初の設置目的と利用実態に不整合が生じていることから、管理運営体制を見直す余地があります。

なお、集会施設の適正配置の検討に当たり、自治会、町内会等が保有している公会堂、集会所等の配置及び利用の状況を考慮する必要があります。今後は、これらの施設との役割分担を念頭に置きつつ検討を進めることとします。

表 26 各地域の公会堂、集会所等の状況

合計 施設数	旧市内・犬津 41,616人	六合 15,860人	初倉 12,916人	伊久身・大長 4,768人	金谷 18,689人	川根 4,564人
	43	32	25	37	59	27

(2) 文化施設

① 配置状況

文化施設の配置状況は、次のとおりです。

なお、対象となる2施設については、いずれも前述の集会施設としての機能に係る面積は含まず、ホールとしての機能を有する部分の面積のみを対象としています。

表 27 文化施設の配置状況

No.	旧市内・犬津 41,616人	六合 15,860人	初倉 12,916人	伊久身・大長 4,768人	金谷 18,689人	川根 4,564人
1					金谷生きがいセンター夢づくり会館 1,765.67㎡	川根文化センターチャリム21 1,070.59㎡
合計 面積					1,765.67㎡	1,070.59㎡
1人 当たり 面積					0.094㎡/人	0.235㎡/人

② 現状分析及び今後の方針

対象となる2施設については、「島田市役所周辺整備基本構想」において、今後の方向性を次のとおり整理しています。

両施設のホール機能は、舞台及び楽屋等付随施設の構造やホールの遮音性能などが劇場として見た場合は不十分であり、旧市民会館の機能再生の検討において類似、重複するホール機能とみなすことは適当でないと認められます。

両施設の建築経過年数は夢づくり会館が26年、チャリム21が24年と比較的新しく、施設の現地調査の状況も踏まえ、予防保全の観点を取り入れながら、当初の整備目的のとおりに地域の多目的複合施設として今後も長く使用を続けることが可能です。特に両施設は、災害発生時の第一次避難所に指定されていることから、防災上の観点からも施設の存続意義は高いと判断します。

上記のとおり、両施設については「島田市役所周辺整備基本構想」において文化ホールとして十分な機能を有しないとされました。また、大規模な文化ホール機能を有する施設が市域施設と位置付けられることを考慮すれば、両施設の耐用年数が到来した時点で現在と同規模の文化ホール機能をそれぞれ再生する必要は低いと考えられます。

これらを踏まえ、両施設については現在と同等の規模及び機能を有する施設への更新は行わないことを基本方針とします。

(3) 図書館

① 配置状況

図書館の配置状況は、次のとおりです。

このうち、島田図書館は、昭和26年に設置されたのが始まりで、平成24年からは島田ショッピングビル株式会社が所有する複合施設「おび・りあ」の2階及び3階のフロアに配置されています。

金谷図書館は、平成17年に設置され、金谷生涯学習センターみんくるの1階に配置されています。

川根図書館は、平成20年に設置され、平成27年には川根小学校に併設される形で移転しました。

表 28 図書館の配置状況

No.	旧市内・大津 41,616人	六合 15,860人	初倉 12,916人	伊久身・大長 4,768人	金谷 18,689人	川根 4,564人
1	島田図書館 2,705.66㎡				金谷図書館 1,339.00㎡	川根図書館 428.18㎡
合計 面積	2,705.66㎡				1,339.00㎡	428.18㎡
1人 当たり 面積	0.065㎡/人				0.072㎡/人	0.094㎡/人

② 現状分析及び今後の方針

対象となる3施設は、いずれも単独で建物を持たず、他の施設と併設されています。今後も複合施設の利点を生かしつつ、適切に維持管理することとします。

なお、金谷図書館は金谷地区生活交流拠点整備運営事業においてPFI事業者が令和5年度から令和19年度までの15年間にわたり建物の維持管理を行う予定です。

また、六合公民館、初倉公民館、大津農村環境改善センター、北部ふれあいセンター及び初倉西部ふれあいセンターの図書室を地域館として整備し、図書館と連携してサービスを提供しています。これらについても、当面は現在の機能の配置を維持することとします。

(4) スポーツ施設

① 配置状況

スポーツ施設の配置状況は、次のとおりです。

このうち、川根体育館は川根中学校と併設されており、同校の学校活動でも活用されています。

表 29 スポーツ施設の配置状況

No.	旧市内・大津 41,616人	六合 15,860人	初倉 12,916人	伊久身・大長 4,768人	金谷 18,689人	川根 4,564人
1					金谷体育センター 1,496.53㎡	川根体育館 1,727.00㎡
合計 面積					1,496.53㎡	1,727.00㎡
1人 当たり 面積					0.080㎡/人	0.378㎡/人

② 現状分析及び今後の方針

スポーツ施設は、対象となる2施設の他に、市域施設として大津地域に総合スポーツセンターローズアリーナがあります。また、全ての地域で小中学校の屋内運動場（体育館）が夜間等に一般に開放されています。

対象となる2施設のうち川根体育館は学校活動でも利用されていることから、常時一般開放されているのは金谷体育センターのみとなりますが、金谷体育センターの今後の方針を検討するに当たっては、総合スポーツセンターローズアリーナの利用状況や金谷地域から同施設までの距離等を考慮する必要があります。金谷体育センターは金谷地区生活交流拠点整備運営事業においてPFI事業者が令和5年度から令和19年度までの15年間にわたり建物の維持管理及び施設の運営を行う予定であることから、この間は現在の建物を使用することとします。

また、スポーツ施設の適正配置等を検討するに当たっては、学校の統合により使用されなくなる屋内運動場（体育館）の利活用を考慮することも必要となります。

(5) 幼児・児童施設

① 配置状況

幼児・児童施設の配置状況は、次のとおりです。

各地域の人口については、利用対象年齢に応じ、児童館・児童センターは0歳から18歳までを、放課後児童クラブについては7歳から12歳までを抽出して、それぞれ1人当たり面積を算出しました。また、放課後児童クラブのうち学校の余裕教室等を活用したものについては、面積が学校等の内数となるため、ここでは計上していません。

表 30 幼児・児童施設（児童館・児童センター）の配置状況

No.	旧市内・大津 6,868人	六合 3,103人	初倉 2,158人	伊久身・大長 636人	金谷 2,859人	川根 477人
1			初倉児童センター ※初倉公民館内 353.40㎡			川根児童館 219.04㎡
合計 面積			353.40㎡			219.04㎡
1人 当たり 面積			0.164㎡/人			0.459㎡/人

表 31 幼児・児童施設（放課後児童クラブ）の配置状況

No.	旧市内・大津 2,208人	六合 1,048人	初倉 687人	伊久身・大長 190人	金谷 964人	川根 160人
1	島田第一小学校区 放課後児童クラブ 132.49㎡	六合東小学校区放 課後児童クラブ 194.33㎡			金谷小学校区放課 後児童クラブ 228.78㎡	
2	島田第五小学校区 放課後児童クラブ 170.93㎡					
合計 面積	303.42㎡	194.33㎡			228.78㎡	
1人 当たり 面積	0.137㎡/人	0.185㎡/人			0.237㎡/人	

② 現状分析及び今後の方針

対象となる施設のうち、児童館・児童センターについては、地域間で配置に偏りがあることから、需要の動向等を考慮しつつ適正な配置について検討することとします。

放課後児童クラブの適正配置等の検討に当たっては、学校の余裕教室等を活用した放課後児童クラブや民間によるサービス提供の状況等を考慮する必要があります。前出の表に計上されていないものも含めた市内の放課後児童クラブは、次のとおり21箇所で開催されています。

表 32 市内の放課後児童クラブの設置状況

区分	児童クラブ名	設置形態	延べ面積 (㎡)	所在地域
公設 公営 ※	島田北部4小学校区放課後クラブ	余裕教室、和室	95.77	伊久美・大長
	金谷小学校区第1放課後児童クラブ	専用施設	140.78	金谷
	金谷小学校区第2放課後児童クラブ	余裕教室	88.00	金谷
	川根小学校区放課後児童クラブ	公共施設内借用室	48.49	川根
公設 民営	島田第一小学校区放課後児童クラブ	余裕教室、専用施設、ワークスペース	188.49	旧市内・大津
	島田第二小学校区放課後児童クラブ	余裕教室	166.8	旧市内・大津
	島田第三小学校区放課後児童クラブ	専用施設、ワークスペース	135.69	旧市内・大津
	島田第四小学校区放課後児童クラブ	余裕教室	136.15	旧市内・大津
	島田第五小学校区放課後児童クラブ	専用施設	170.93	旧市内・大津
	六合小学校区放課後児童クラブ	公共施設内専用室	63.00	六合
	初倉小学校放課後児童クラブ	余裕教室、ワークスペース	104.00	初倉
	初倉南小学校放課後児童クラブ	余裕教室	94.00	初倉
	六合東小学校区第1放課後児童クラブ	専用施設	66.02	六合
	六合東小学校区第2放課後児童クラブ	専用施設	126.22	六合
	五和保育園放課後児童クラブ	公共施設内専用室	96.53	金谷
民設 民営	大津保育園放課後児童クラブ	専用施設	233.34	旧市内・大津
	島田市六合放課後児童クラブりんご	民家（借家）	58.15	六合
	神谷城保育園放課後児童クラブ	保育園内	59.45	金谷
	放課後児童クラブひみつ基地	老人ホーム内	61.32	六合
	月坂保育園放課後児童クラブ	保育園内	67.76	初倉
	ぞうさん放課後児童クラブ	保育園内	69.65	六合

※令和2年度からすべて公設民営に変更予定

市内の放課後児童クラブ全体で地域別の合計面積及び1人当たり面積を算出すると、次のとおりとなります。

表 33 各地域の放課後児童クラブの状況

区分	旧市内・犬津 2,208人	六合 1,048人	初倉 687人	伊久身・大長 190人	金谷 964人	川根 160人
合計 面積	1031.40㎡	444.36㎡	265.76㎡	95.77㎡	384.76㎡	48.49㎡
1人 当たり 面積	0.467㎡/人	0.424㎡/人	0.374㎡/人	0.504㎡/人	0.399㎡/人	0.303㎡/人

※土曜クラブの面積は含まない。

放課後児童クラブについては、今後、民間の既存施設等でのサービス提供の可能性を念頭に置きつつ、地域間のバランス、需要の動向等を考慮して検討することとします。建物については、当面は適切に維持管理します。

また、本節の1(2)において示したとおり、伊太小学校、相賀小学校、神座小学校及び伊久美小学校が島田第一小学校と統合することに伴い、島田第一小学校の放課後児童クラブについては規模の拡張の検討が必要となります。その他の放課後児童クラブについても、今後の学校統合を考慮し、検討する必要があります。

(6) 高齢福祉施設

① 配置状況

高齢福祉施設の配置状況は、次のとおりです。

なお、高齢福祉施設の配置状況の検討に当たり、施設が提供するサービスの内容に応じて、高齢者集会施設、生きがいデイサービス施設及び介護保険通所介護施設に分類することとします。

また、各地域の人口については、高齢者集会施設及び生きがいデイサービス施設は65歳以上を抽出し、介護保険通所介護施設は65歳以上人口に施設利用の対象となる要支援・要介護認定者数（第2号被保険者は除く。）の割合（令和元年9月30日現在）を乗じて算出しました。

表 34 高齢福祉施設（高齢者集会施設）の配置状況

No.	旧市内・犬津 12,437人	六合 3,884人	初倉 3,804人	伊久身・大長 1,713人	金谷 6,308人	川根 2,062人
1						ふれあい健康プラザ 325.44㎡
2						川根老人憩いの家 328.54㎡
合計 面積						653.98㎡
1人 当たり 面積						0.317㎡/人

表 35 高齢福祉施設（生きがいデイサービスセンター）の配置状況

No.	旧市内・大津 12,437人	六合 3,884人	初倉 3,804人	伊久身・大長 1,713人	金谷 6,308人	川根 2,062人
1			生きいきサロンは つくら 52.16㎡	伊久身デイサービ スセンター 90.00㎡	デイサービスセン ター金谷ふれあい 221.86㎡	
合計 面積			52.16㎡	90.00㎡	221.86㎡	
1人 当たり 面積			0.014㎡/人	0.053㎡/人	0.035㎡/人	

表 36 高齢福祉施設（介護保険通所介護施設）の配置状況

No.	旧市内・大津 1,678人	六合 524人	初倉 513人	伊久身・大長 231人	金谷 851人	川根 278人
1				北部デイサービス センター 215.37㎡		川根デイサービス センター 669.47㎡
2				伊久身デイサービ スセンター ※現在休止中 90.00㎡		
合計 面積				305.37㎡		669.47㎡
1人 当たり 面積				1.322㎡/人		2.408㎡/人

② 現状分析及び今後の方針

高齢者集会施設は、対象となるふれあい健康プラザと川根老人憩いの家の他に、市域施設として伊久身・大長地域に老人福祉センター伊太なごみの里があります。対象となる2施設の建物は、当面は適切に維持管理します。

生きがいデイサービスセンターは、今後の事業方針を念頭に置きつつ、サービス提供のありかたを整理する必要があります。対象となる施設のうち単独施設であるデイサービスセンター金谷ふれあいの建物は、当面は適切に維持管理します。

介護保険通所介護施設の配置については、公共施設の配置状況に加え、民間によるサービス提供の状況等を考慮する必要があります。現時点での民間施設の配置状況は、次のとおりです。

表 37 各地域の介護保険通所介護施設（民間施設）の状況

区分	旧市内・大津 1,678人	六合 524人	初倉 513人	伊久身・大長 231人	金谷 851人	川根 278人
施設数	15	4	6	1	8	3
1人 当たり 施設数	0.009	0.008	0.012	0.004	0.009	0.011

公共施設が配置されていない地域では、民間によりサービスが提供されています。介護保険通所介護施設については、今後、民間の既存施設等でのサービス提供の可能性を念頭に置きつつ、地域

間のバランスを考慮して存廃を検討する必要があります。対象となる施設のうち単独施設である川根デイサービスセンターの建物は、当面は適切に維持管理します。

(7) 庁舎等

① 配置状況

庁舎等の配置状況は、次のとおりです。

表 38 庁舎等の配置状況

No.	旧市内・犬津 41,616人	六合 15,860人	初倉 12,916人	伊久身・大長 4,768人	金谷 18,689人	川根 4,564人
1		六合行政サービスセンター ※公民館内	初倉行政サービスセンター ※公民館内		金谷南支所 75.78㎡	川根支所 793.44㎡
2					金谷北支所 136.25㎡	
合計面積					212.03㎡	793.44㎡
1人当たり面積					0.011㎡/人	0.174㎡/人

② 現状分析及び今後の方針

対象となる施設のうち、金谷南支所及び金谷北支所については、金谷地区生活交流拠点整備運営事業において、効率的な運営を目指し適正な配置の在り方を検討します。

川根支所については、本庁舎から川根地域までの距離等を考慮し、今後も適切に維持管理します。

なお、今後は、行政機能を有する施設が配置されていない地域についても配慮する必要があります。

(8) その他行政系施設

① 配置状況

その他行政系施設の配置状況は、次のとおりです。

このうち、西部、六合、家山及び抜里の各コミュニティ防災センターは、防災倉庫としての機能と集会所としての機能を整理し、防災倉庫としての機能に係る部分の面積のみを計上していません。

表 39 その他行政系施設の配置状況

No.	旧市内・大津 41,616人	六合 15,860人	初倉 12,916人	伊久身・大長 4,768人	金谷 18,689人	川根 4,564人
1	西部コミュニティ 防災センター 142.81㎡	六合コミュニティ 防災センター 197.86㎡			金谷防災センター 374.95㎡	家山コミュニティ 防災センター
2						抜里コミュニティ 防災センター 93.22㎡
合計 面積	142.81㎡	197.86㎡			374.95㎡	93.22㎡
1人 当たり 面積	0.003㎡/人	0.012㎡/人			0.020㎡/人	0.020㎡/人

② 現状分析及び今後の方針

対象となる施設のうち、西部、六合、家山及び抜里の各コミュニティ防災センターの防災倉庫については、第1章第4節の1(1)②において示したとおり、市の防災計画に基づいて配置されていることから、指定避難所防災倉庫等と同様、本推進プランの対象外と位置づけます。

金谷防災センターは、現在は防災センターとして利用されていません。同センターは金谷地区生活交流拠点整備運営事業の対象地内にあることから、同事業において利活用の可能性を検討することとします。

第4節 今後の取組

前節で示した施設の配置に関する用途別の方針を踏まえ、今後の取組を明らかにし、取組を通して得られる効果について整理するとともに、さらなる適正化に向けた方針を示します。

1 施設の統廃合の実施

(1) 学校

前節の1(2)の表において今後の方針を他校との統合としている学校については、統合を進めます。

他校に統合された学校は、統合後に学校として再建されることはありません。

(2) 文化施設

前節の2(2)において対象とした金谷生きがいセンター夢づくり会館及び川根文化センターチャリム21については、今後の方針により、現在と同等の規模及び機能を有する施設として再建されることはありません。

2 施設の統廃合を通して見込まれる成果

(1) 保有量の減少

本章第1節において、平成30年度末現在の本市の公共施設（公共建築物）の保有量は平成26年度末現在との比較で3.75%の減となっていることを示しましたが、上述した他校と統合する学校並びに金谷生きがいセンター夢づくり会館及び川根文化施設チャリム21を今後更新しないと想定し、これらを加味して算出した場合の保有量は、平成26年度末との比較で10.93%の減になります。

(2) 建設費及び維持管理費の削減

前述のとおり施設を今後更新しないと想定した場合において、施設の再建に係る建設費及び建設後に発生する維持管理費の削減効果は、次のとおりとなります。

表 40 統廃合による費用削減効果の推計

区分	不要となる建設費	不要となる維持管理費
学校	約50.4億円	約9.7億円（統合後～総合管理計画の計画期間終了時）
文化施設	約27.6億円	約10.5億円（耐用年数到来後～総合管理計画の計画期間終了時）

※建設コストは、国土交通省大臣官房官庁営繕部が監修し、一般財団法人建築保全センターが編集・発行する「平成31年版 建築物のライフサイクルコスト 第2版」を参考に算出した。

3 低・未利用資産利活用に関する方針の策定

(1) 目的

本市では、高度成長期以降に学校や道路、橋りょう等の公共施設を整備してきましたが、現在、これらの施設の多くは老朽化が進んでいることから、順次改修等に取り組まなければなりません。しかし、更新等にかかる費用の増大により、現状の保有量のまま更新し続けることは困難となります。

今後も行政サービスを安定的に提供し続けるためには、人口減少、少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い当初の目的が失われ低・未利用となった資産を行政目的以外の用途により活用するため、公民連携手法の活用を通して市の財源確保及び維持管理経緯の縮減等を図る必要があります。

(2) 概要

公共施設の設置当時の行政目的が失われ低・未利用となった資産について、これらが市民共有の貴重な財産であることを踏まえ、低・未利用資産の利活用に努め、行政サービスの向上や財政の健全化を目指す必要があります。このため、今後の低・未利用資産の利活用に向け、「新規土地取得の抑制」、「将来の見通しを踏まえた低・未利用資産の利用の見直し」、「将来的に利用の予定がない低・未利用資産の利活用推進」に関する基本的な考え方を示します。

第3章 品質の適正化

第1節 公共施設の劣化状況の把握と必要な修繕等の実施

1 劣化状況調査の概要

本市では、公共建築物の計画的な修繕・更新の実施を可能とする計画的保全サイクルの構築に向け、建物及び設備の劣化に関する点検の手法を整理するため、「島田市が所有する公共建築物の耐震性能リスト」に登載された都市機能上重要な建築物及び居室を有する延べ面積200㎡以上の建築物264棟（平成30年4月現在）のうち建築後20年以上経過した施設の中から、67施設120棟について品質面から現状把握を進め、調査結果を取りまとめました。各施設の内部、外部ともに全室を対象とし、部位ごとに劣化の程度、劣化の範囲、危険度、老朽度を目視で確認する劣化診断を行いました。劣化状況調査の対象範囲は以下のとおりです。

表 41 調査の対象範囲

(建築)

工種	部位	材料	
建築	屋根	勾配屋根	金属葺き
		陸屋根	露出アスファルト防水
			保護コンクリート押えアスファルト防水
	外壁	RC造	露出シート防水
			吹付けタイル
			モルタル
		鉄骨造・木造	塗装
			ALC板
			サイディング
		防水	金属板
	外溝	舗装	シーリング
			タイル
			アスファルト舗装
			コンクリート舗装
		その他	インターロッキング舗装
			手摺
	内装	床	フェンス
			塩ビタイル
			フローリング
			カーペット
壁		タイル	
		モルタル	
		塗装	
		クロス	
		コンクリート	
		石膏ボード	

		天井	グラスウール
			化粧石膏ボード
			クロス
			ケイカル板 フレキシブルボード
	建具	外部	鋼製建具
			軽量鋼製建具
			アルミ製建具
		内部	鋼製建具
			軽量鋼製建具
			アルミ製建具 木製建具

(設備)

工種	部位		材料
設備	電気設備	受変電設備	キュービクル
			非常用発電機
		盤類	引込開閉器盤、分電盤、MDF
		電灯・動力	電線、電線管
			電線管
			プルボックス
		器具類	照明器具
		弱電	電話
	避雷設備	避雷針、避雷動線	
	機械設備	空調機器	空調室内機
			空調室外機
			エアハンドリングユニット
			チラーユニット
			クーリングタワー
		給排水衛生	受水槽
			高架水槽
			給水管
			排水管
枦 浄化槽 便器等器具			

2 費用推計（屋根、外壁、照明LED）

調査の結果、平成29年度に調査を実施した施設において、早期に改修する必要性があると判断した箇所は屋根23件、外壁10件、3年以内に改修する必要性があると判断した箇所は屋根10件、外壁33件になります。平成30年度に調査を実施した施設において、早期に改修する必要性があると判断した箇所は屋根3件、外壁11件、3年以内に改修する必要性があると判断した箇所は屋根12件、外壁14件になります。これらに、照明をLEDに取替える費用を加えて費用推計すると、平成29年度調査実施分で約10.4億円、平成30年度調査実施分で約5.1億円となります。

なお、これらの金額は試算結果であり、確保されている予算ではありません。

3 優先順位

劣化状況調査の結果から、修繕、改修等を優先的に実施すべき公共建築物の順位を整理するため、優先度の判定基準及び算定方法について検討しました。

判定基準は下記のとおりとしました。算定方法については、施設の老朽度、劣化度、危険度の3項目をそれぞれ点数化し、この3つの合計点数に重要度を乗じることとしました。算出したものを総合劣化度として、優先順位を定めました。

(1) 重要度

災害対策拠点や避難指定場所等の防災における耐震性能による視点を勘案し、以下の係数を乗じます。

区分	用途 I	用途 II	用途 III
用途	その他の用途	第2次避難所	防災拠点及び避難所
点数	1.00	1.10	1.20

(2) 老朽度

各部材の耐用年数に応じて以下の配点とし、各部材の点数を加算して評価します。

老朽度判定	A	B	C	D
判定基準	1/3 未満	1/3 以上 2/3 未満	2/3 以上耐用年数未満	耐用年数超過
点数	0点	3点	6点	10点

(3) 劣化度

劣化状況調査から判明した劣化の状態に応じて以下の配点とし、部材の点数を加算して算出します。

劣化度判定	A	B	C	D
判定基準	健全	経年劣化等はあるが特に修繕の必要がない	修繕の検討が必要	修繕が必要
点数	0点	3点	6点	10点

(4) 危険度

各部材の危険度に応じて以下の配点とし、各部材の点数を加算し評価を以下のとおりとします。

危険度判定	A	B	C	D
判定基準	健全	利用者等に危険が及ばない	利用者等に危険が及ぶ可能性があり、修繕が必要	利用者等に危険が及ぶ可能性が高く、直ちに修繕が必要
点数	0点	3点	6点	10点

(5) 調査結果

算出した施設の総合劣化度を参考に、偏差値50を基準として集計した結果は以下のとおりになります。偏差値化した評価結果はA～Dの4区分で示します。

偏差値の算定式

$$\text{偏差値} = (\text{総合劣化度} - \text{平均}) \div \text{標準偏差} \times 10 + 50$$

表 42 総合劣化度の偏差値化による評価結果一覧

評価	偏差値の範囲 ※	該当棟数	割合
A (良い)	～44	42	35%
B	45～49	22	18%
C	50～54	11	9%
D (悪い)	55～	45	38%
合計		120	100%

※偏差値が大きいほど劣化が進行していることを表す。

D判定は、全体の38%（45棟）であり、品質の観点のみで考えると、整備の優先度は高くなります。C判定は約9%であり、中長期的には、計画的に修繕、更新を検討する必要があります。

今後は、総合劣化度に加え、施設の利用状況等を踏まえ、総合的な観点から優先順位が高いと判断した施設から改修を実施することとし、財政負担の平準化を図りつつ、施設を良好に維持していきます。

第2節 予防保全サイクルの運用

公共施設建築物劣化状況調査の結果について施設所管課、資産活用課、戦略推進課、財政課と情報共有し、令和2年度予算編成から優先順位に基づき修繕等の予算化を図り、計画的な予防保全サイクルの構築につなげます。

1 劣化状況調査

劣化状況調査は、調査済みの施設については5年ごとに実施し、新たに建築から20年以上を経過した施設は順次調査を実施することとします。

2 優先順位付け

調査結果を反映し、最新の順位付けを行います。

3 予算要求

劣化状況調査結果を基に、毎年度ローリング方式による見直しを行う3年間の計画である島田市総合計画実施計画への要求を行います。資産活用課から施設所管課へ提供した劣化状況調査の結果

において、C判定又はD判定とした部位、設備等については原則、実施計画へ要求することとしていますが、最終的に施設所管課が、施設の利用度及び施策上の重要度を考慮して総合的に判断して要求を行います。実施計画の事業として内示を受けたものは予算要求を行い、修繕、改修等を実施します。実施計画の対象とならなかったC判定及びD判定の部位、設備等の修繕、改修等についても施設所管課において予算要求を行います。

なお、ハード事業の場合、原則として単年度事業費500万円以上又は総事業費が1,000万円以上の実施計画の対象となります。

4 修繕、改修等

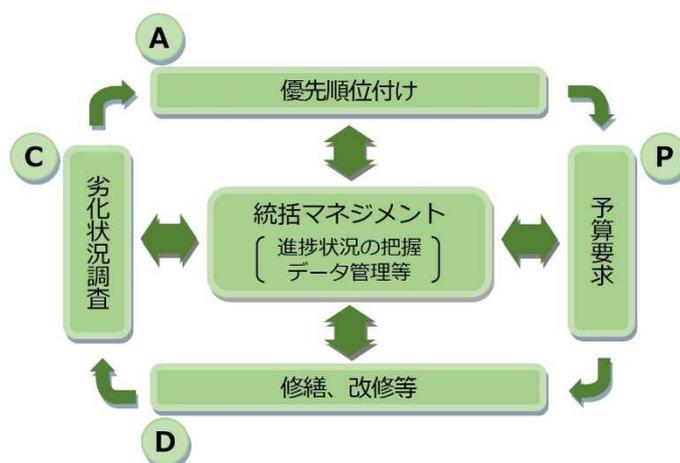
措置された予算の範囲内において、修繕、改修等を行います。

5 統括マネジメント

修繕、改修等の結果について、毎年、資産活用課から施設所管課へ照会し、報告を受けます。報告を基に、データを更新します。

また、耐用年数に応じ点数評価する老朽度については、資産活用課で毎年更新します。

図 3 予防保全のサイクル



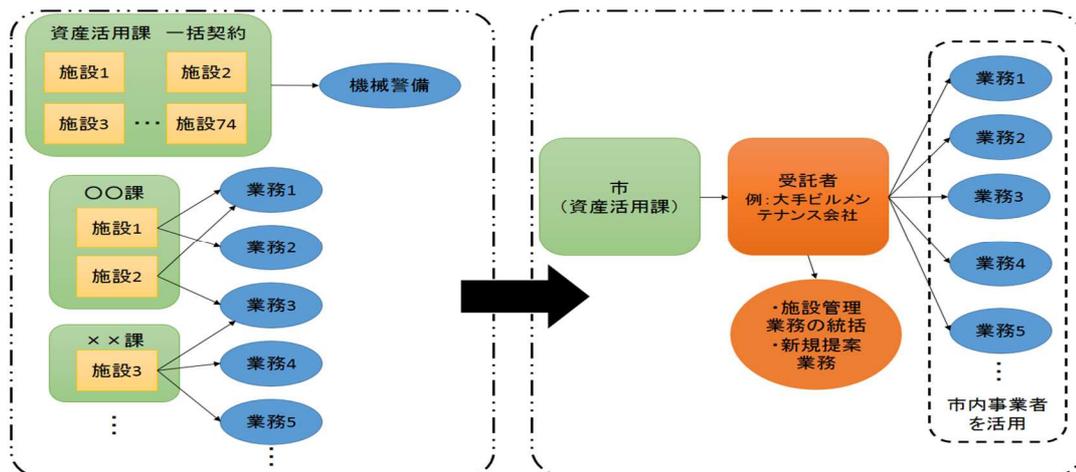
第3節 包括施設管理委託の導入

1 制度の概要

包括施設管理委託とは、複数の公共施設の管理業務（建物や設備の点検、保守、清掃、警備等）を包括的に民間事業者へ委託する方式になります。次ページの図の左側が従来の施設維持管理等であり、これを右側の形態に移行します。現在、施設所管課・各施設で委託している業務を市が大手ビルメンテナンス会社等と一括で契約します。

なお、施設の現場ではこれまでと同様に市内業者が管理業務に従事することを想定しており、受託者は統括する立場として業務水準の向上やライフサイクルコストの削減につながるマネジメントを実施することを想定しています。

図 4 従来方式と包括施設管理委託との比較



2 導入の目的

包括施設管理委託を導入する目的は大きく3点あります。

1点目は「公民役割分担の見直しによる事務の効率化」です。行政と受託者の窓口を一本化して契約や支出等の定型的な事務を集約し、職員が所管施設の運営に係る企画、立案等に専念できる環境を整備することとします。

2点目は「業務の質の改善」です。専門家による質の高い業務を通して各公共施設の管理レベルを統一・向上させる狙いがあり、これらにより品質の適正化につなげることにします。

3点目は「事後保全から予防保全への転換」です。施設の巡回点検の導入を通して「事後保全」から「予防保全」へ転換し、施設の安定的かつ安全な利用を確保することとします。

3 包括施設管理委託導入に向けた検討

本市では、この包括施設管理委託の導入に向け、令和元年度8月末から9月上旬にかけて、民間事業者に対し、本市における包括施設管理委託の実施に関する市場性の有無や民間事業者の提案可能な業務、要望等を話し合うことを目的にサウンディング型の市場調査を実施しました。概ね、本市が想定するご意見をいただくことができ、本市における包括施設管理委託の導入への感触を得られたため、令和3年度からの導入に向け検討を進めています。

第4章 管理費の適正化

第1節 包括施設管理委託の導入による適正化

前章において、包括施設管理委託を導入する目的の1つに「事後保全から予防保全への転換」を挙げましたが、これにより施設の安定的かつ安全な利用を確保するとともに、将来的な修繕費用の縮減や施設の長寿命化につなげることにします。

また、公共施設の品質に関する将来の見通しの把握を通して、個別施設計画の策定・進行管理の支援に関する提案も期待できます。

第2節 民間提案制度の導入

1 制度の概要

未利用・低利用となっている市有地の利活用に当たり、不調案件等競争入札に適さないものは、対話型市場調査（マーケットサウンディング）から市場性の有無や活用のアイデア等を探り、公募型プロポーザルにより事業者を選定することが一般的な手法として考えられていますが、この場合、事業化までに時間がかかることや公募時に事業計画を固めていなければならないこと等が民間事業者の負担になることが想定されます。

民間提案制度は、このような課題を解消し、民間事業者がより参画しやすくなるよう構築するものになります。この制度では、随意契約を前提として提案を募集すること、提出資料を簡素化して対話の中で事業形成していく柔軟性を持たせることにより、提案者にインセンティブを与えるとともに負担軽減を図ります。

2 導入の目的

民間事業者のノウハウ等を活用して、現在未利用・低利用となっている市有地や、今後、公共施設の統廃合等に伴い未利用となることが予想される土地・建物などを効率的に管理・活用することにより、行財政経営の効率化を図ります。

3 民間提案制度導入に向けた検討

本市では、「島田市公共施設マネジメント民間提案制度運用指針」を策定し、この指針に基づく取組を通して、公民連携手法の導入の検討案件を増やすことを目指します。公民連携手法は公共施設マネジメントにおける課題を解決する手段の1つとして有効であることから、導入に向けて積極的に検討を進め、財政負担の軽減や質の良い公共サービスの提供へつなげることにします。

第3節 電力調達方法の検討

本市が所管する公共施設においては、これまでも省電力、省エネルギーの取組を推進しているところですが、各種機械設備の増加等を要因としたエネルギー消費量の増大が懸念されています。

厳しい財政状況にある本市にとって、エネルギーコストの削減による公共施設のランニングコストの縮減は重要課題となっています。

本市では、所管する公共施設において使用する電力調達コスト削減や低炭素型まちづくりの実現、エネルギーの地産地消、SDGs（持続可能な開発目標）の達成等に貢献する提案を求めて、令和2年3月に公募型プロポーザルを実施し、受託者を決定します。令和2年4月から優先交渉権者と協議を行い、業務期間は令和2年10月1日から応募者提案による期日までを予定しています。

第5章 第1期中に耐用年数が到来する施設の方針

推進プランの第1期の期間中に耐用年数（法定耐用年数）が到来する施設（到来済みの施設を含む。）については、老朽化した施設を供用する上で安全性の判断が求められます。平成28年度から実施した公共施設建築物劣化状況調査の対象施設については、調査結果をもとに判断しています。

また、木造の施設については非木造の施設と比較して老朽化が早いいため、より計画的な修繕等が必要となります。屋根、外壁の劣化に対しては特に注意する必要があります。

なお、建築年と構造について、複数棟から構成される施設においては最も面積の大きい棟の情報を記載しています。耐用年数の到来についても最も面積の大きい棟で判断しています。

1 市民文化系施設

施設名	抜里コミュニティ防災センター	構造	S造3階
地域	川根	延べ面積（㎡）	206.40
建築年	S60(1985)	劣化状況調査	調査済
<p>【今後の方針】</p> <p>令和元年（2019年）に耐用年数（34年）が到来済み。</p> <p>劣化状況調査の結果、早期に修繕が必要と判断した箇所があるため、当箇所について優先して対応することとします。その他、建物自体に一定の経年劣化が見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、当面の間、施設の良い維持管理に努め、継続して使用することとします。</p> <p>また、当施設については第2章において述べたとおり、当初の設置目的と利用実態に不整合が生じていることから、今後の施設のあり方等について見直しを進めることとします。</p>			

施設名	茶室棟杉風庵	構造	木造平屋
地域	川根	延べ面積（㎡）	124.09
建築年	H3(1991)	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>平成25年（2013年）に耐用年数（22年）到来済み。</p> <p>老朽化が進行していますが、施設の特長を生かして利用促進を図りながら、当面の間、施設の良い維持管理に努め、継続して使用することとします。</p>			

施設名	金谷生きがいセンター五和会館	構造	木造平屋
地域	金谷	延べ面積（㎡）	271.20
建築年	H3(1991)	劣化状況調査	調査済
<p>【今後の方針】</p> <p>平成25年（2013年）に耐用年数（22年）到来済み。</p> <p>劣化状況調査の結果、早期に修繕が必要と判断した箇所が複数あるため、当箇所について優先して対応することとします。その他、建物自体に一定の経年劣化が見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、当面の間、金谷生きがいセンターとして、夢づくり会館と一体的な運用に努めながら継続して使用することとします。</p> <p>また、当施設は島田市都市計画マスタープランにおいて、五和地域の地域コミュニティ拠点となっていることも考慮し、積極的に施設の活用を図ります。</p>			

施設名	番生寺会館	構造	RC造平屋
地域	金谷	延べ面積 (㎡)	269.25
建築年	S49(1974)	劣化状況調査	調査済
<p>【今後の方針】</p> <p>令和6年(2024年)に耐用年数(50年)が到来。</p> <p>平成26年度(2014年度)に耐震補強工事施工、トイレ、調理実習室の改修を合わせて実施。</p> <p>劣化状況調査の結果、早期に修繕が必要と判断した箇所が複数あるため、当箇所について優先して対応することとします。その他、建物自体に一定の経年劣化が見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、福祉館(隣保館)としての代替機能を果たす施設が他にないことや高齢者が多く利用している施設であることから、当面の間、施設の良好な維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

施設名	ささまふれあいの里	構造	木造平屋
地域	川根	延べ面積 (㎡)	149.10
建築年	H15(2003)	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>令和7年(2025年)に耐用年数(22年)が到来。</p> <p>当面の間、市域施設としての必要性を考慮し、施設の良好な維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

2 社会教育系施設

施設名	大井川川越遺跡	構造	木造平屋 他4棟
地域	旧市内・大津	延べ面積 (㎡)	533.37
建築年	S45取得	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>令和3年度から令和4年度にかけて、十番宿耐震診断、耐震工事、札場の宿の耐震診断等を実施する予定です。</p> <p>「島田宿大井川川越遺跡整備基本構想」に従い、整備・活用を進めることとします。</p>			

施設名	博物館分館	構造	木造2階 他3棟
地域	旧市内・大津	延べ面積 (㎡)	746.25
建築年	H12取得	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>当面の間、広域施設としての必要性を考慮し、施設の良好な維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

3 スポーツ・レクリエーション系施設

施設名	山村都市交流センターささま	構造	RC造2階 他4棟
地域	川根	延べ面積 (㎡)	1,687.89
建築年	S40(1965)	劣化状況調査	調査済
<p>【今後の方針】</p> <p>平成24年（2012年）に耐用年数（47年）到来済み。</p> <p>劣化状況調査の結果、建物自体に一定の経年劣化が見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、当面の間、施設の良好維持に努めながら継続して使用することとします。</p> <p>また、当施設は地元の企業組合が指定管理者として運営しており、さらに広域施設としての必要性も考慮し、施設の活用を図ります。</p>			

施設名	東海道金谷宿お休み処	構造	木造平屋 他1棟
地域	金谷	延べ面積 (㎡)	368.61
建築年	H6(1994)	劣化状況調査	調査済
<p>【今後の方針】</p> <p>平成26年（2014年）に耐用年数（20年）到来済み。</p> <p>劣化状況調査の結果、早期に修繕が必要と判断した箇所があるため、優先して対応することとします。その他、建物自体に一定の経年劣化が見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、当面の間、施設の良好維持に努めながら継続して使用することとします。</p> <p>また、広域施設として観光拠点の1つとなるため、その必要性を考慮し施設の活用を図ります。</p>			

施設名	金谷体育センター	構造	S造2階
地域	金谷	延べ面積 (㎡)	1,496.53
建築年	S59(1984)	劣化状況調査	調査済
<p>【今後の方針】</p> <p>平成30年（2018年）に耐用年数（34年）到来済み。</p> <p>劣化状況調査の結果、アリーナ内北面のアルミ建具上部がオペレーターの故障により、開閉不能となっていることが判明しました。夏場はアリーナ部分での通風が必要であり、施設利用者の熱中症対策として開閉が必須であることから平成30年度に改修を実施しました。</p> <p>その他、建物自体に一定の経年劣化が見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、当面の間、施設の良好な維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p> <p>また、当施設は第1章4(2)③において述べたとおり、金谷地区生活交流拠点整備運営事業の実施に当たり、周辺の公共施設と一体的に維持管理・運営する方向で検討することから、当事業期間（運営期間15年）は適切に維持・管理することとします。</p>			

施設名	島田宿川越茶屋	構造	木造平屋
地域	旧市内・大津	延べ面積 (㎡)	97.35
建築年	H14(2002)	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>令和4年（2022年）に耐用年数（20年）が到来。</p> <p>当面の間、施設の良好な維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

施設名	道の駅外売店	構造	木造平屋 他1棟
地域	川根	延べ面積 (㎡)	130.35
建築年	H11(1999)	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>令和5年(2023年)に耐用年数(24年)が到来。 当面の間、施設の良い維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

4 産業系施設

施設名	伊久身農産物加工体験施設やまゆり	構造	木造2階 他1棟
地域	伊久身・大長	延べ面積 (㎡)	516.78
建築年	H12(2000)	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>令和6年(2024年)に耐用年数(24年)が到来。 市域施設としての必要性を考慮し、当面の間、施設の良い維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

5 学校教育系施設

施設名	大津小学校	構造	RC造3階 他4棟
地域	旧市内・大津	延べ面積 (㎡)	3,963.90
建築年	S54(1979)	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>令和8年度(2026年)に耐用年数(47年)が到来。 令和元年度に屋内運動場の耐震補強工事を実施。 現在決定している小中学校の再編が行われると市内の小中学校は全て適正規模になるため、当分の間、再編の検討は行いません。 令和2年度末までに策定する予定の学校施設長寿命化計画に基づき、当分の間、施設の良い維持に努めながら継続して使用することとします。</p>			

施設名	南部学校給食センター	構造	S造2階 他1棟
地域	初倉	延べ面積 (㎡)	1,024.00
建築年	H7(1995)	劣化状況調査	調査済
<p>【今後の方針】</p> <p>令和8年度(2026年)に耐用年数(31年)が到来。 劣化状況調査の結果、早期に改修が必要と判断した箇所があるため、優先して対応することとします。その他建物自体に一定の劣化が見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、市域施設としての必要性を考慮し、当面の間、施設の良い維持管理に努めながら継続して使用することとします。 現在、学校給食は中部・南部の各学校給食センターの2施設より供給を行っており、更新検討時には将来の人口減少や少子化を踏まえ、学校給食供給体制の見直し及び施設のあり方を検討する必要があります。</p>			

6 子育て支援施設

施設名	第一保育園	構造	S造2階 他2棟
地域	旧市内・大津	延べ面積 (㎡)	825.09
建築年	S54(1979)	劣化状況調査	調査済
<p>【今後の方針】</p> <p>平成25年（2013年）に耐用年数（34年）が到来済み。</p> <p>令和元年度（2019年度）にブロック塀撤去・フェンス設置工事を実施。</p> <p>劣化状況調査の結果、早期に対応が必要と判断した箇所があるため、優先して対応することとします。その他、建物自体に一定の経年劣化が見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、市域施設としての必要性を考慮し、当面の間、施設の良好な維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

施設名	第三保育園	構造	S造2階 他1棟
地域	旧市内・大津	延べ面積 (㎡)	832.86
建築年	S56(1981)	劣化状況調査	調査済
<p>【今後の方針】</p> <p>平成27年（2015年）に耐用年数（34年）が到来済み。</p> <p>平成30年度（2018年度）に屋根等改修工事を実施。2019年度（令和元年度）に大型遊具取替工事を実施。</p> <p>劣化状況調査の結果、建物自体に一定の経年劣化が見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、市域施設としての必要性を考慮し当面の間、施設の良好な維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

施設名	第五小学校区放課後児童クラブ	構造	木造平屋 他1棟
地域	旧市内・大津	延べ面積 (㎡)	170.93
建築年	H14(2002)	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>令和6年（2024年）に耐用年数（22年）が到来。</p> <p>当面の間、施設の良好な維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p> <p>※当施設については、2棟の建築年が大きく離れているため、延べ面積の小さい棟の建築年及び構造並びに耐用年数の到来を記載しています。</p>			

7 保健・福祉施設

施設名	川根老人憩いの家	構造	木造平屋 他1棟
地域	川根	延べ面積 (㎡)	328.54
建築年	S51(1976)	劣化状況調査	調査済
<p>【今後の方針】</p> <p>平成10年（1998年）に耐用年数（22年）到来済み。</p> <p>劣化状況調査の結果、建物自体に一定の経年劣化が見られるものの、施設の安全な供用に支障をきたすものではないため、当面の間、施設の良好な維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p> <p>一方で、老朽化が進行していることを考慮し、同地域に配置されている機能が類似する施設への集約を検討することとします。</p>			

施設名	ふれあい健康プラザ	構造	木造平屋
地域	川根	延べ面積 (㎡)	325.44
建築年	H14(2002)	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>令和6年(2024年)に耐用年数(22年)が到来。</p> <p>当面の間、施設の良い維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p> <p>また、同地域に配置されている類似施設における機能を当施設に集約することを検討することとします。</p>			

8 供給処理施設

施設名	旧清掃センター	構造	RC造一部S造3階 他6棟
地域	六合	延べ面積 (㎡)	3,756.21
建築年	S57(1982)	劣化状況調査	
<p>【他6棟の内訳】</p> <p>工場棟、管理棟、排水処理棟、車庫棟トイレ、収集車両用車庫2棟</p> <p>【今後の方針】</p> <p>平成25年(2013年)に耐用年数(31年)が到来済み。</p> <p>平成18年4月からの田代環境プラザの稼働に伴い、焼却施設としての機能を廃止しました。現在は、環境課の事務室及び塵芥収集車両の車庫等として利用しています。</p> <p>焼却施設については老朽化が著しく、またダイオキシンの大気中への放出等環境に悪影響を及ぼす危険性があることから令和2年度に煙突の解体を実施します。煙突解体後、工場棟解体を予定しています。</p> <p>その他の建物は当面の間、施設の良い維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

9 その他

施設名	旧ワークセンターふれあい	構造	木造平屋 他1棟
地域	川根	延べ面積 (㎡)	196.65
建築年	H13(2001)	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>平成28年(2016年)に耐用年数(15年)が到来済み。</p> <p>当面の間、施設の良い維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

施設名	茶工場	構造	木造平屋 他1棟
地域	川根	延べ面積 (㎡)	155.00
建築年	S36(1961)	劣化状況調査	
<p>【今後の方針】</p> <p>昭和51年(1976年)に耐用年数(15年)が到来済み。</p> <p>当面の間、施設の良い維持管理に努めながら継続して使用することとします。</p>			

施設名	島田駅北口自転車等駐車場	構造	S造2階
地域	旧市内・大津	延べ面積 (㎡)	1,729.49
建築年	H9 (1997)	劣化状況調査	調査済

【今後の方針】

令和3年(2021年)に耐用年数(24年)が到来。

劣化状況調査の結果、建物自体に一定の経年劣化が見られるものの、施設の安全に支障をきたすものではないため、広域施設としての必要性やJR利用者の利便性確保を考慮し、当面の間、施設の良い維持管理に努めながら継続して使用することとします。

また、更新検討時には、人口減少や少子化により学生利用者の減少が見込まれることや高齢化により免許返納後の移動手段として自転車を利用する人の増加が見込まれることを踏まえて施設のあり方等を検討する必要があります。

第6章 まとめ

第1節 第1期中の取組

1 保有量・品質・管理費の適正化

当プランに掲載した内容を整理すると下記のとおりとなります。

	保有量の適正化	品質の適正化	管理費の適正化
主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ◎公共施設適正化推進プラン 2019の策定 ◎適正化推進プランの改訂 ◎低・未利用資産活用基本方針の策定 	<ul style="list-style-type: none"> ◎個別施設計画策定 ◎予防保全サイクルの運用 ◎包括施設管理委託の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ◎包括施設管理委託の導入 ◎民間提案制度の導入 ◎電力調達方法の検討

2 市民合意形成

今後、推進プランにおいて示す方針を実行に移していく過程では、市民との合意形成が必要になることから、地元への説明会や市民ワークショップにおいて市民との対話を重ね、市民へのサービス向上と財政負担の軽減を実現するよう取組を進めます。

第2節 第2期以降の見通し

1 各期において耐用年数が到来する施設

期	分類	施設名
第2期 (R8~R17)	市民文化系施設	市民総合施設プラザおおるり 等
	スポーツ・レクリエーション系施設	野外活動センター山の家 田代の郷温泉 伊太和里の湯 川根温泉 ふれあいの泉・コテージ
	学校教育系施設	島田第一小学校 島田第二小学校 島田第三小学校 六合東小学校 初倉小学校 初倉南小学校 金谷小学校 五和小学校 六合中学校 初倉中学校 金谷中学校 等
	子育て支援施設	川根児童館
	保健・福祉施設	養護老人ホームぎんもくせい 等
	行政系施設	静岡市島田消防署川根南出張所

		金谷防災センター
	その他	看護専門学校
第3期 (R18~R27)	市民文化系施設	六合公民館 初倉公民館 金谷公民館 金谷生きがいセンター夢づくり会館 川根文化センターチャリム 21 等
	社会教育系施設	金谷図書館 博物館
	スポーツ・レクリエーション系施設	川根体育館
	学校教育系施設	島田第二中学校 川根中学校 中部学校給食センター
	子育て支援施設	初倉児童センター 等
	保健・福祉施設	北部デイサービスセンター 等
	行政系施設	静岡市島田消防署 川根支所 等
	その他	島田駅南北自由通路
第4期 (R28~R37)	市民文化系施設	地域交流センター歩歩路 初倉西部ふれあいセンター
	社会教育系施設	島田図書館
	学校教育系施設	六合小学校 島田第一中学校
	保健・福祉施設	保健福祉センター
	行政系施設	金谷南支所 金谷北支所

2 各期の主な取組

	保有量の適正化	品質の適正化	管理費の適正化
第2期	◎適正化推進プラン改訂 ◎低・未利用資産利活用基本方針の運用	◎個別施設計画改訂 ◎予防保全サイクルの運用	◎包括施設管理委託への修繕の組入れ検討
第3期	◎適正化推進プラン改訂 ◎低・未利用資産利活用基本方針の運用	◎個別施設計画改訂 ◎予防保全サイクルの運用	
第4期	◎適正化推進プラン改訂 ◎低・未利用資産利活用基本方針の運用	◎個別施設計画改訂 ◎予防保全サイクルの運用	

島田市公共施設適正化推進プラン2019

令和2年3月

発行 / 島田市行政経営部資産活用課

〒427-8501 島田市中央町1番の1

電話 0547-36-7124 / FAX 0547-37-8200

E-mail s-katsuyou@city.shimada.lg.jp